

新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理

についてのヒアリング議事次第

(12月14日13時～ 於：経団連会館 5F パールルーム)

1 開催に当たっての挨拶

内閣官房新型インフルエンザ対策室長

田河内閣審議官

日本経済団体連合会国民生活委員会企画部会長

松井憲一様（出光興産株式会社代表取締役副社長）

2 内閣官房から資料の説明

新型インフルエンザ対策室 杉本内閣参事官

3 日本経済団体連合会の法制化に向けての要望

日本経済団体連合会事務局経済対策本部長 藤原清明様

4 自由懇談

5 閉会に当たっての挨拶

日本経済団体連合会国民生活委員会企画部会長

松井憲一様（出光興産株式会社代表取締役副社長）

内閣官房新型インフルエンザ対策室長

田河内閣審議官

＜内閣官房新型インフルエンザ等対策室＞

新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理

新型インフルエンザ・パンデミックへ十分な備えを行うことは、喫緊の課題。感染力が強く病原性が高い新型インフルエンザが国内で発生すれば健康被害は甚大となり、保健医療の分野だけでなく、社会全体に影響がおよび、社会・経済の破たんが危惧される。現在、新型インフルエンザ対策については、新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）が作成されているところであるが、行動計画の実効性をさらに高めるために、例えば以下のような点について法的枠組みを検討する必要があるのではないか。

- 1 新型インフルエンザ発生への官民の事前の備えはどうあるべきか
- 2 新型インフルエンザ発生時の国等の対応体制、民間の協力確保や国際連携はどうあるべきか
- 3 感染力・病原性が高い緊急事態において、国民生活・国民経済を維持するためにはどのような措置が必要か
- 4 感染力・病原性が高い緊急事態において、感染拡大防止・被害軽減のためにどのような措置が必要か

(参考) 危機管理に関する他制度の例

- * 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等・・・自然災害や大規模事故
- * 武力攻撃事態対処法、国民保護法・・・他国からの武力攻撃等
- * 口蹄疫対策特別措置法・・・口蹄疫蔓延防止

1 新型インフルエンザ発生への官民の事前の備えはどうあるべきか

- (1) 国・都道府県・市町村の行動計画を法律上位置づけ、地域の特性を踏まえつつ国全体のまとまりある備えを確保することが必要ではないか
- (2) 最低限の国民生活を維持する観点から、行動計画に掲げられている医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等社会機能の維持に関わる事業者（以下「社会機能維持事業者」という。）については、あらかじめ新型インフルエンザ発生時の重要業務に関する事業継続計画の策定等を実施してもらうことが重要ではないか
- (3) 新型インフルエンザ対策に関する研究推進が重要ではないか

2 新型インフルエンザ発生時の国等の対応体制、民間の協力確保や国際連携はどうあるべきか

- (1) 国全体としてまとまりをもって対応するとともに、地域の特性も踏まえた対策を実施できるよう、国・都道府県・市町村に対策本部を設置することが必要ではないか
- (2) 社会機能維持事業者の協力を確保する仕組みが必要ではないか（例えば要請等や災害対策基本法、国民保護法等の指定公共機関制度）
- (3) WHOやアジア諸国等との連携が重要ではないか

3 感染力・病原性が高い緊急事態において、国民生活・国民経済を維持するためにはどのような措置が必要か

(1) 国民生活・国民経済の安定確保のためにどのような措置が必要か

- ・医薬品、衛生用品、食料、石油等重要な物資の安定供給及び物価の安定確保
- ・電気、水道、ガス、公共交通、運輸、金融・決済システム、報道等国民生活・国民経済の安定確保のために重要なサービスの継続確保
- ・埋火葬、廃棄物等生活衛生環境の確保のための措置

(2) 企業の経済活動の安定を図るためどのような措置が必要か

- ・政府関係金融機関等を通じた企業活動の継続支援のための金融支援

(3) 民事上の債権債務や行政上の権利義務関係の混乱回避のためどのような措置が必要か

- ・債務履行期限の延長
- ・行政上の申請期限の延長等

4 感染力・病原性が高い緊急事態において、感染拡大防止・被害軽減のためにどのような措置が必要か

(1) 国内侵入を遅らせるためにどのような措置が必要か

- ・海外からの帰国者・入国者を停留する施設の確保
- ・発生国からの入国の抑制

(2) 国内の感染拡大防止のためにどのような措置が必要か

- ・ 催物、興行場等不特定多数者が集まる行事・営業の抑制
- ・ 学校、保育所、通所福祉施設等の休業
- ・ 地域封じ込めのための集中的対策(医療、交通規制、生活支援)

(3) 予防接種をどのように実施することが適切か

- ・ プレパンデミックワクチン接種(医療従事者、社会機能維持者対象)
- ・ パンデミックワクチン接種(全国民対象。医療従事者、社会機能維持者に対する先行接種含む。)
- ・ 接種の優先順位、実施者、医療従事者の協力確保、費用、備蓄など

(4) 医療を確保するためどのような措置が必要か

- ・ 医師、看護師、薬剤師の協力確保(被災補償等のあり方を含む。)
- ・ 医療を行うための臨時施設の確保
- ・ 医薬品等の備蓄
- ・ 医薬品承認等の医療関係法の特例(外国の支援受入れを含む。)

* 感染力・病原性が高い緊急事態に対応するための法的措置の発動の開始・終了の判断は、どのように行うのか

* 社会機能維持に大きな影響を及ぼすおそれのある新感染症への対応をどうするか

新型インフルエンザ対策の法制化について

2011年12月1日
(社)日本経済団体連合会
国民生活委員会
企画部会長 松井 憲一

1. 法制化に対するスタンス

経済界では、政府の新型インフルエンザ対策の充実・強化を求めてきたところであり、今回の法制化に向けた政府の取組みを歓迎する。実効性ある対策を規定する新法策定がなされるよう期待。

2. 法制化に対する要望事項

(1) ワクチン接種にかかる環境整備

パンデミックワクチン及びプレパンデミックワクチン接種に関する位置付け（接種の優先順位、実施者、医療従事者の協力確保、費用、備蓄等）や、接種手順等の明確化

(2) パンデミック時における法令等の弾力運用等

社会機能維持者の事業継続を担保する観点から、労働法制や事業法上の諸規制の弾力的運用、民事上の債権債務や行政上の権利義務関係の混乱防止への手当、社会機能維持者の協力を確保する仕組み等の整備等についての事前準備

(3) 事業継続計画（BCP）に関する国・地方公共団体との連携・協力

国や地方公共団体の責務として、事業継続計画策定や改定にあたっての連携や協力を明記（緊急支援物資の供給並びにライフライン、サプライチェーンの維持に関して、個社での対応が困難な事項については、国や地方公共団体の支援が必要）

(4) 政府の指揮命令系統等の一元化、適時適切な情報発信

新型インフルエンザ対策に係る政府の指揮命令系統・対応窓口の一元化や関係府省との連携・協力体制の構築、迅速・正確な情報の一元的な発信

(5) 国外の在留邦人に対する適切な対処

国内発生期における正確な情報提供と的確な指示の伝達、発生当時国における十分な邦人保護

3. ガイドラインの早期策定

法制化と併せ、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定に沿ったガイドラインの早期改定も必要。

以上

参 考 資 料

(参考となる他制度の例)

| | |
|--------------------|---|
| ○ 災害対策基本法の概要 | 1 |
| ○ 国民保護法の概要 | 2 |
| ○ 指定公共機関編 1 | 3 |
| ○ 指定公共機関編 2 | 4 |
| ○ 指定公共機関編 3 | 5 |
| ○ 措置編 1 | 6 |
| ○ 措置編 2 | 7 |

【添付資料】参照条文

災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する責務の明確化

- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 ー 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 ー 自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

- 国: 中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 都道府県・市町村: 地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画ー計画的防災行政の整備・推進

- 中央防災会議: 防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関: 防災業務計画
- 都道府県・市町村: 地域防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定

5. 財政金融措置

- 実施責任者負担
- 激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等
→ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

6. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 → 緊急災害対策本部の設置
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定)

国民保護法の概要

<総則>

- 国、地方公共団体等の責務
- 国民の協力
- 配慮事項
- 国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- 国民の保護のための措置の実施体制
- 国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
 - ・国の基本指針
 - ・国及び地方公共団体の計画
 - ・指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- 都道府県及び市町村の国民保護協議会
- 訓練

<国民保護法の基本理念>

○ 国等の責務 (国民保護措置＝法定受託事務)

- 国
 - ・国民保護措置について基本的な方針を策定し、万全の態勢で措置を実施
 - ・国民保護措置に関し、国費による適切な措置を実施

地方公共団体

- ・国の方針に基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進
- ・地方公共団体の措置に係る経費は、原則国庫負担

指定公共機関・指定地方公共機関

- ・それぞれの業務について国民保護措置を実施

国民

- ・要請されたときは必要な協力をするよう努める

○ 配慮事項

- ・基本的人権の尊重、損失補償、不服申し立て・訴訟の迅速な処理
- ・日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由の特別の配慮
- ・国民に対し、正確な情報を適時適切に提供
- ・高齢者・障害者等への配慮、国際人道法的確な実施

<避難に関する措置>

- ・対策本部長による警報の発令
- ・対策本部長による避難措置の指示
- ・都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・都道府県の区域を越える住民の避難
- ・市町村等による避難住民の誘導

<救援に関する措置>

- ・対策本部長による救援の指示
- ・都道府県知事による避難住民等の救援の実施
(収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等)
- ・収容施設等の確保、物資の収用等
- ・医療の確保
- ・安否情報の収集等

<武力攻撃災害への対処に関する措置>

- ・武力攻撃災害への対処
- ・生活関連等施設の安全確保
- ・原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・市町村長等の応急措置等(物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等)
- ・消防(広域支援等)
- ・保健衛生の確保(感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等)
- ・被災情報の収集等

<国民生活の安定に関する措置>

- ・国民生活の安定(生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等)
- ・生活基盤の確保(電気・ガス・水の安定的な供給、運送・通信・郵便等の確保等)
- ・施設及び設備の応急の復旧

<その他>

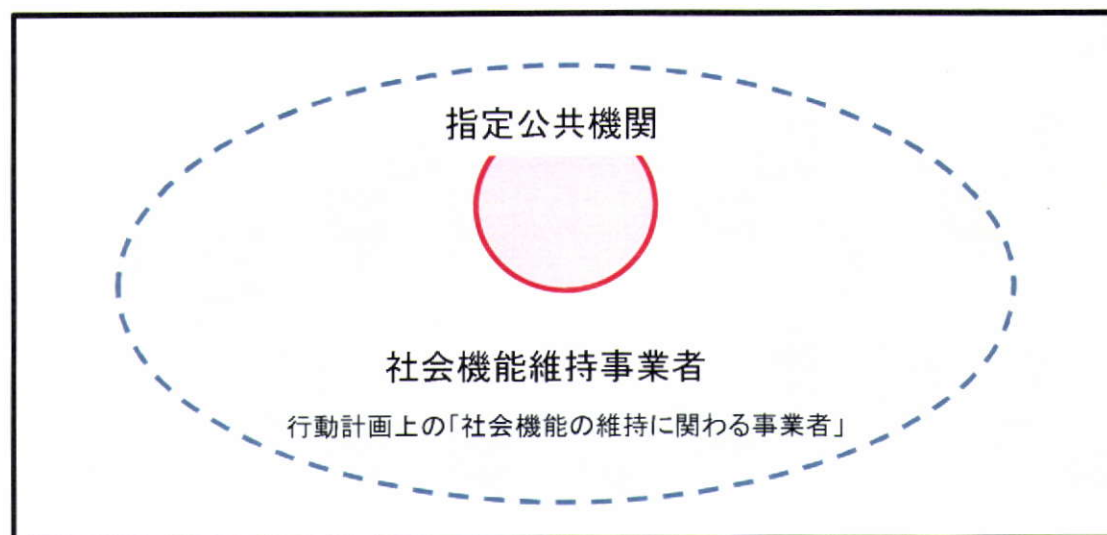
- ・復旧、備蓄その他の措置
- ・財政上の措置等(損失補償、損害補償、費用負担等)
- ・緊急処理事態に対処するための措置(責務、国民の協力、基本的人権の尊重等)
- ・雑則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

指定公共機関編1

指定公共機関

公共的事業を営む法人については、災害対策基本法、国民保護法等において指定(地方)公共機関として指定されている。

指定(地方)公共機関は、業務計画の作成が義務付けられている一方、行政機関の長等に対し応援要請等ができることとされている。



【新型インフルエンザ対策行動計画の記載】

社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等は、発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である(P12)

医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。(P24)

指定公共機関編2

赤字: 災害対策基本法のみ指定公共機関 青字: 国民保護法のみ指定公共機関

| 指定公共機関 | | | |
|--------|---|----------|---|
| 業種 | 事業者名 | 業種 | 事業者名 |
| 医療 | 日本赤十字社 | 道路管理 | 東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 |
| 電気 | 沖縄電力株式会社 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 東京電力株式会社 東北電力株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社 | 道路旅客・貨物送 | ジェイアール九州バス株式会社 ジェイアール四国バス株式会社 ジェイアール東海バス株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 ジェイアールバス東北株式会社 ジェイ・アール北海道バス株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 西日本ジェイアールバス株式会社 小田急バス株式会社 神奈川中央交通株式会社 近鉄バス株式会社 京王電鉄バス株式会社 京成バス株式会社 京阪バス株式会社 京浜急行バス株式会社 国際興業株式会社 西武バス株式会社 東急バス株式会社 東都観光バス株式会社 東武バスセントラル株式会社 南海バス株式会社 日本交通株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 三重交通株式会社 名阪近鉄バス株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社 |
| ガス | 大阪瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社 | 空港管理 | 関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 成田国際空港株式会社 |
| 鉄道 | 北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 小田急電鉄株式会社 近畿日本鉄道株式会社 京王電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京阪電気鉄道株式会社 京浜急行電鉄株式会社 相模鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 東武鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社 南海電気鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 | 航空 | エアーニッポン株式会社 ANAウイングス株式会社 株式会社スターフライヤー 株式会社ジャルエクスプレス 日本航空株式会社 スカイネットアジア航空株式会社 スカイマーク株式会社 全日本空輸株式会社 日本トランスオーシャン航空株式会社 北海道国際航空株式会社 |
| | | 金融 | 日本銀行 |
| | | 報道 | 日本放送協会 |
| | | 水運 | オーシャントランス株式会社 株式会社フェリーさんふらわあ 株式会社名門大洋フェリー 商船三井フェリー株式会社 新日本海フェリー株式会社 太平洋フェリー株式会社 阪九フェリー株式会社 マルエフェリー株式会社 宮崎カーフェリー株式会社 井本商運株式会社 川崎近海汽船株式会社 近海郵船物流株式会社 栗林商船株式会社 琉球海運株式会社 |
| | | 通信 | 日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ソフトバンクモバイル株式会社 株式会社ディーディーアイ |
| | | 郵便 | 郵便事業株式会社 郵便局株式会社 |

※この他、独立行政法人が指定されている。

黒字: 両法共通

| 指定地方公共機関(東京都) | |
|---------------|---|
| 業種 | 事業所名 |
| 医療 | 財団法人献血供給事業団 社団法人東京都医師会 社団法人東京都歯科医師会 社団法人東京都獣医師会 財団法人東京都保健医療公社 社団法人東京都薬剤師会 |
| ガス | 昭島ガス株式会社 青梅ガス株式会社 大東ガス株式会社 社団法人東京都エルビーガス協会 武陽ガス株式会社 |
| 鉄道 | 首都圏新都市鉄道株式会社 多摩都市モノレール株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 株式会社ゆりかもめ 東武鉄道 東急鉄道 京成電鉄 京王電鉄 京浜急行 西武鉄道 小田急鉄道 東京地下鉄 |
| 道路管理 | 東京都道路公社 |
| 道路旅客・貨物送 | 社団法人東京バス協会 社団法人東京乗用旅客自動車協会 社団法人東京都個人タクシー協会 東京都庁輸送事業協同組合 社団法人東京都トラック協会 |
| 航空 | 新中央航空株式会社 東邦航空株式会社 |
| 水運 | 小笠原海運株式会社 伊豆諸島開発株式会社 神新汽船株式会社 東海汽船株式会社 伊豆七島海運株式会社 株式会社共勝丸 新島物産株式会社 |
| 報道 | エフエムインターウェブ株式会社 株式会社エフエム東京 株式会社J-WAVE 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 東京放送 文化放送 ニッポン放送 ラジオ日本 日経ラジオ社 日本テレビ テレビ東京 フジテレビジョン テレビ朝日 TBSラジオ&コミュニケーションズ |

指定公共機関編3

災害対策基本法、国民保護法等においては、国が指定公共機関を、都道府県知事が指定地方公共機関を指定し、業務計画の作成義務等を課す一方、行政機関の長等に対し応援要請等ができることとしている。

| | 災害対策基本法の主要条文 | 国民保護法の主要条文 |
|--------|--|---|
| 責務 | 防災への寄与【6条】 | 業務実施義務（国からの支援あり）【3条】 行政機関、地方公共団体との相互の応援要請【21条】 措置に関する国民への情報提供【8条】 |
| 業務計画 | 作成義務 内閣総理大臣に報告（所管大臣経由） 関係都道府県知事に通知・公表 毎年検討。必要な場合は修正しなければならない【39条】 都道府県、市町村の防災計画作成への協力義務【6条】 | 作成義務 内閣総理大臣に報告（所管大臣経由） 関係都道府県知事・市町村長に通知・公表 行政機関等に情報提供等の協力を求めることができる。【36条】 政府から基本指針作成の際の協力要請【32、33条】 |
| 訓練・備蓄 | 組織整備、訓練、備蓄実施義務【46～49条】 | 組織整備、訓練、備蓄義務【41、42、145条】 |
| 緊急時の対応 | 応急措置実施責任（応援要請可）【50、80条】 都道府県知事による応急措置実施要請【70条】 行政機関の長による応急措置実施要請・指示【77条】 防災会議からの協力要請【13条、21条】 非常災害対策本部長による指示【28条】 被害状況等の総理への報告【53条】 | 放送事業者：警報、避難指示、緊急通報の放送【50、57、101条】 運送事業者：都道府県知事、市町村長からの避難住民運送の要請、 内閣総理大臣からの是正措置【71、72、73条】 行政機関の長等からの緊急物資運送要請【79条】 医療機関、電気・ガス・水道・運送・通信・郵便事業者 ：必要な措置を講じる義務等【78、134、135、136条】 河川・道路・港湾・空港管理事業者：適切な管理義務【137条】 都道府県・市町村対策本部長による職員派遣要請【29条】 被災情報収集努力義務、報告義務【126、127条】 研究機関：政府・地方公共団体への指導・助言等【138条】 緊急対処保護措置実施義務（国からの支援あり）【172、179条】 |

措置編1

災害対策基本法等における国民の権利及び義務に関する措置の基本的な枠組み

災害対処のための応急措置

都道府県知事等は、運送事業者に対し、緊急物資等の運送を要請し、
正当な理由なく拒否したときは運送を指示

都道府県知事等は、食品、医薬品等の物資について保管を命令し、
売渡しを要請し、正当な理由なく拒否したときは収用

都道府県知事等は、医療関係者に対し、医療への従事を要請し、
正当な理由なく拒否したときは医療への従事を指示等

都道府県知事等は、災害への応急措置として、
土地、建物等を一時使用し、物件を使用・収容

事業者

施設管理者等
土地所有者、

措置編2

| 論点整理項目 | 災害対策基本法 災害救助法（救）の主要条文 | 国民保護法の主要条文 | その他の主要条文 |
|---------------------------|---|---|---|
| 3（1）重要な物資の安定供給 物価の安定確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の長等による救助に必要な物資の生産・集荷・販売・配給・保管・輸送を業とする者に対する物資保管命令、収用【78条】【救23条の2条、26条】 ・ 内閣による生活必需物資の配給、譲渡、引渡し制限・禁止。内閣による必要な物の価格・役務・その他の給付の対価の最高額決定【109条】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事による特定物資（医薬品、食品等）の売渡要請・収用・保管命令【81条】 ・ 行政機関の長等による生活3法等に基づく措置（売渡指示・命令、標準価格決定、課徴金徴収等）の適切な実施【129条】 ・ 日本銀行による銀行券発行、通貨・金融調整、信用秩序の維持に資する措置【133条】 | |
| 3（1）重要なサービス継続確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事による医療・土木建設工事・輸送関係者への従事命令等【71条】【救24条】 ・ 通信設備の優先使用权【79条】【救28条】 | <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者：警報、避難指示、緊急通報の放送【50、57、101条】 運送事業者：都道府県知事、市町村長からの避難住民運送の要請、内閣総理大臣からの是正措置【71、72、73条】 行政機関の長等からの緊急物資運送要請【79条】 医療機関、電気・ガス・水道・運送・通信・郵便事業者：必要な措置を講じる義務【134、135、136条】 河川・道路・港湾・空港管理事業者：適切な管理義務【137条】 | |
| 3（1）埋火葬等生活衛生環境確保 | 行政機関等の清掃・防疫その他の保健衛生等に関する災害応急対策の実施責任【50条】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋火葬の特例（近隣市町村における埋火葬実施、市町村長の許可なしの埋火葬実施を認める）【122条】 | |
| 3（2）金融支援 | 政府関係金融機関等による特別な金融実施の努力義務【104条】 | 政府関係金融機関による特別な金融実施の努力義務【132条】 | |
| 3（3）債務履行期限の延長 | 内閣による金銭債務の支払の延長、権利保存期間延長【109条】 | 内閣による金銭債務の支払猶予等【130条】 | |
| 3（3）行政上の申請期限延長 | | | 行政上の権利利益満了日延長、期限内不履行義務の免責【特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法】 |

| 論点整理項目 | 災害対策基本法 災害救助法（救）の主要条文 | 国民保護法の主要条文 | その他の主要条文 |
|---------------------------------------|--|--|---|
| 4（1） 停留施設の確保 | 都道府県知事による施設等の使用【71条】 【救26条】 | 都道府県知事による土地等の使用【82条】 | |
| 4（1） 発生国からの入国抑制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症の所見がある外国人の上陸拒否【出入国管理及び難民認定法5条】 ・航空機への国土交通大臣の離着陸の方法等の指示【航空法96条】 ・国土交通大臣による外国籍航空機への指定空港着陸要求【航空法126条】 |
| 4（2） 催物、興行等不特定多数者が集まる行事・営業の抑制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事による家畜集合施設の開催等の制限【家畜伝染病予防法33条】 ・都道府県知事による公衆衛生基準による興行場の営業停止命令【興行場法6条】 ・都道府県知事による食品が人の健康をそこなうおそれがある場合の営業停止命令【食品衛生法第55条】 |
| 4（2） 学校、保育所、通所福祉施設等の休業 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・校長による感染症生徒等の出席停止【学校保健安全法19条】 ・学校設置者の感染症予防のための臨時休業【学校保健安全法20条】 |
| 4（2） 地域封じ込めのための集中的対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示【60条】 ・都道府県公安委員会による特定区域の緊急通行車両以外の通行禁止【76条等】 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示【54条】 ・都道府県公安委員会による特定区域の緊急通行車両以外の通行禁止【155条】 | 都道府県知事による交通の制限又は遮断（72時間以内） 【感染症予防法33条】 |
| 4（4） 医師、看護師、薬剤師の協力確保 | （再掲）都道府県知事による医療・土木建設工事・輸送関係者への従事命令等【71条】 【救24条】 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事による医療関係者に対する医療実施要請・指示【85条】 ・（再掲）指定（地方）公共機関である医療機関の医療確保義務【136条】 | |
| 4（4） 被災補償 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体の土地・建物・物資等の収用に対する損失補償。都道府県の従事命令に伴う実費弁償【82条】 ・地方公共団体による応急措置に従事した者に対する損害補償【84条】 ・都道府県知事の従事命令に伴う実費弁償【救24条】 ・救助に従事した者に対する扶助金支給【救29条】 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体による物資の売渡要請・保管命令、土地の使用等に対する損失補償。都道府県の従事命令に伴う実費弁償【159条】 ・国、地方公共団体による要請に協力した者に対する損害補償。都道府県による要請・指示に従った医療関係者に対する損害補償【160条】 | |
| 4（4） 医療を行うための臨時施設の確保 | ・都道府県知事による病院等施設の管理【71条】 【救26条】 | <ul style="list-style-type: none"> ・臨時医療施設・宿泊施設に関する建築基準等の適用除外【89条】 ・臨時の医療施設に関する病院等開設許可等の適用除外【90条】 | |
| 4（4） 医薬品等の備蓄 | 行政機関、地方公共団体の長、指定（地方）公共機関による必要な物資・資材の備蓄義務【49条】 | 行政機関、地方公共団体の長による必要な物資・資材の備蓄義務【142条、145条】 | |
| 4（4） 医薬品承認等の医療関係法の特例（外国の支援受入れを含む。） | ・海外からの支援の受入れ【109条の2】 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国医療関係者による医療提供の許可【91条】 ・外国医薬品等の輸入の承認【92条】 ・海外からの支援の受入れ【93条】 | |

参 照 条 文

目次

指定公共機関編 3

| | |
|----------|---|
| ○ 責務 | 1 |
| ○ 業務計画 | 2 |
| ○ 訓練・備蓄 | 4 |
| ○ 緊急時の対応 | 6 |

措置編 2

| | |
|---------------------------------------|----|
| ○ 3 (1) 重要な物資の安定供給、物価の安定確保 | 12 |
| ○ 3 (1) 重要なサービス継続確保 | 15 |
| ○ 3 (1) 埋火葬等生活衛生環境確保 | 18 |
| ○ 3 (2) 金融支援 | 18 |
| ○ 3 (3) 債務履行期限の延長 | 19 |
| ○ 3 (3) 行政上の申請期限延長 | 20 |
| ○ 4 (1) 停留施設の確保 | 21 |
| ○ 4 (1) 発生国からの入国抑制 | 22 |
| ○ 4 (2) 催物、興行等不特定多数者集まる行事・営業の抑制 | 24 |
| ○ 4 (2) 学校、保育所、通所福祉施設等の休業 | 24 |
| ○ 4 (2) 地域封じ込めのための集中的対策 | 25 |
| ○ 4 (4) 医師、看護師、薬剤師の協力確保 | 28 |
| ○ 4 (4) 被災補償 | 29 |
| ○ 4 (4) 医療を行うための臨時施設の確保 | 31 |
| ○ 4 (4) 医薬品等の備蓄 | 32 |
| ○ 4 (4) 医薬品承認等の医療関係法の特例(外国の支援受入れを含む。) | 33 |

論点整理項目を検討するに際して参考となる他制度の例（指定公共機関編2）

責務

○ 災害対策基本法

【防災への寄与】

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

○ 国民保護法

【業務実施義務（国からの支援あり）】

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 1、2（略）

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

【行政機関、地方公共団体との相互の応援要請】

（指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置）

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

【措置に関する国民への情報提供】

（国民に対する情報の提供）

第八条（略）

2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。

業務計画

○ 災害対策基本法

【作成義務】【内閣総理大臣に報告（所管大臣経由）】【関係都道府県知事に通知・公表】

【毎年検討。必要な場合は修正しなければならない】

（指定公共機関の防災業務計画）

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

【都道府県、市町村の防災計画作成への協力義務】

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

○ 国民保護法

【作成義務】【内閣総理大臣に報告（所管大臣経由）】【関係都道府県知事・市町村長に通知・公表】

【行政機関等に情報提供等の協力を求めることができる。】

（指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画）

第三十六条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

6 第三十三条第六項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれその国民の保護に関する業務計画を作成する場合について準用する。

7 前三項の規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更について準用する。ただし、第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

【政府から基本指針作成の際の協力要請】

(基本指針)

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項

四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

六 国民の保護のための措置の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

5 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

6 前三項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聴かななければならない。

4 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

5 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

○ 災害対策基本法

【組織整備、訓練、備蓄実施義務】

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

○ 国民保護法

【組織整備、訓練、備蓄義務】

(組織の整備)

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(訓練)

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

第四十五条 指定行政機関の長等は、第四十二条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

緊急時の対応

○ 災害対策基本法

【応急措置実施責任（応援要請可）】

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 八 緊急輸送の確保に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

（指定公共機関等の応急措置）

- 第八十条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

【都道府県知事による応急措置実施要請】

（都道府県の応急措置）

- 第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。
- 2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。
- 3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

【行政機関の長による応急措置実施要請・指示】

(指定行政機関の長等の応急措置)

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

【防災会議からの協力要請】

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

【非常災害対策本部長による指示】

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3、4 (略)

【被害状況等の総理への報告】

(被害状況等の報告)

第五十三条 1、2 (略)

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 (略)

5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6 (略)

○ 国民保護法

【放送事業者：警報、避難指示、緊急通報の放送】

（警報の放送）

第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

（避難の指示等の放送）

第五十七条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が第五十四条第七項（第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合について準用する。

（緊急通報の放送）

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

【運送事業者：都道府県知事、市町村長からの避難住民運送の要請、内閣総理大臣からの是正措置】

（避難住民の運送の求め）

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。）に対し、避難住民の運送を求めることができる。

2 前項の指定公共機関及び指定地方公共機関は、同項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（避難住民の運送に係る総合調整のための通知）

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

（避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置）

第七十三条 内閣総理大臣は、避難住民の運送に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の運送が関係指定公共機関により行われな場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該指定公共機関に対し、当該所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、避難住民の運送が関係指定地方公共機関によりの確かつ迅速に行われな場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。

3 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第四十四条第一項の規定により対策本部長が発令した警報の内容に照らし指定公共機関及び指定地方公共機関の安全が確保されていると認められる場合でなければ、前二項の規定による指示を行つてはならない。

4 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。

【運送事業者：行政機関の長等からの緊急物資運送要請】

(緊急物資の運送)

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たつて必要な物資及び資材（次項及び第一百五十五条第一項において「緊急物資」という。）の運送を求めることができる。

2 第七十一条第二項、第七十二条及び第七十三条の規定は、緊急物資の運送について準用する。

【医療機関、電気・ガス・水道・運送・通信・郵便事業者：必要な措置を講じる義務等】

(通信設備の設置に関する協力)

第七十八条 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者をいう。第百三十五条第二項及び第一百五十六条において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、都道府県知事が行う救援に対して必要な協力をするよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第一百三十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号の電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項のガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項の水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項の水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項の工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第一百三十五条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項の一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保)

第一百三十六条 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。